

平28福情答申第6号

平成28年10月3日

福岡市長 様
(総務企画局東京事務所)
福岡市教育委員会 様
(教育委員会教育環境課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立て及び審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年福岡市条例第7号)による改正前の福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成28年2月24日付け総東第25-1号により諮問を受けました下記1の異議申立て及び平成28年2月24日付け教総合第52号により諮問を受けました下記2の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

1 異議申立て(平成27年度諮問第17号)

「衆議院解散日(H26年11月21日)前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書、及び福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書」の非公開決定の件

2 審査請求(平成27年度諮問第18号)

「福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「衆議院解散日（H26年11月21日）前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書」（以下「本件対象文書①」という。）及び「福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書」（以下「本件対象文書②」という。）について福岡市長（以下「実施機関（市長）」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定①」という。）及び本件対象文書②について福岡市教育委員会（以下「実施機関（教育委員会）」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定②」という。）は、いずれも妥当である。

第2 異議申立て及び審査請求の趣旨及び経過

1 異議申立て及び審査請求の趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成28年1月15日付けで実施機関（市長）が不服申立人に対して行った本件決定①を取り消すよう求めるものであり、本件審査請求の趣旨は、平成28年1月15日付けで実施機関（教育委員会）が不服申立人に対して行った本件決定②を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立て及び審査請求の経過

(1) 平成28年1月8日、不服申立人は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関（市長）に対し本件対象文書①及び本件対象文書②（以下「本件対象文書」という。）について公開請求を行うとともに、実施機関（教育委員会）に対し本件対象文書②について公開請求を行った。

(2) 平成28年1月15日、実施機関（市長）は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定①を行い、その旨を不服申立人に通知した。また、同日、実施機関（教育委員会）は本件対象文書②が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定②を行い、そ

の旨を不服申立人に通知した。

- (3) 平成28年2月5日、不服申立人は、本件決定①についてこれを不服として実施機関（市長）に対して異議申立てを行うとともに、本件決定②についてこれを不服として実施機関（教育委員会）に対して審査請求を行った。

第3 不服申立人並びに実施機関（市長）の主張等の要旨

1 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書において、本件決定①は、「保有されるべき内容である為」違法不当であると主張している。

2 実施機関（市長）の主張

実施機関（市長）は、弁明意見書及び平成28年8月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定①は、本件対象文書が存在せず、保有していないことを理由に処分庁が行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、①衆議院解散日（平成26年11月21日）前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書、及び②福岡市東京事務所が福岡市教育委員会に対し、教育長が訪問を予定していた国会議員事務所の都合がつかない旨の連絡を行ったことに関して、東京事務所と教育委員会がこのような「やりとり」をする関係性が確認できる文書である。

(3) 処分庁が本件決定①を行うに至った理由

ア 衆議院解散総選挙については、平成26年11月18日の安倍晋三首相記者会見で既に公となっていた情報であり、それを把握していた根拠となる文書は存在しない。

イ 東京事務所が、教育長の国会議員事務所訪問に際してアポイントを行うことは福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号。以下「事務分掌規則」という。）第158条第1号に則った業務である。しかし、事務分掌規則には、本件対象文書②として求められている東京事務所と教育委員会の

関係を明示する規定はなく，他にも東京事務所と教育委員会の関係について具体的に言及した文書は存在しない。

ウ 以上のことから，本件決定①を行ったものである。

第4 不服申立人並びに実施機関（教育委員会）の主張等の要旨

1 不服申立人の主張

不服申立人は，審査請求書において，本件決定②は，「保有されるべき内容である為」違法不当であると主張している。

2 実施機関（教育委員会）の主張

実施機関（教育委員会）は，弁明意見書及び平成28年8月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において，概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定②は，本件対象文書②が存在せず，保有していないことを理由に処分庁が行ったものであり，正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書②について

本件対象文書②は，福岡市東京事務所が福岡市教育委員会に対し，教育長が訪問を予定していた国会議員事務所の都合がつかない旨の連絡を行ったことに関して，東京事務所と教育委員会がこのような「やりとり」をする関係性が確認できる文書である。

(3) 処分庁が本件決定②を行うに至った理由

東京事務所が，教育長の国会議員事務所訪問に際してアポイントを行うことは事務分掌規則第158条第1号に則った業務である。しかし，事務分掌規則には，本件対象文書②として求められている東京事務所と教育委員会の関係を明示する規定はなく，他にも東京事務所と教育委員会の関係について具体的に言及した文書は存在しないことから，本件決定②を行ったものである。

第5 審査会の判断

上記の不服申立人並びに実施機関（市長）及び実施機関（教育委員会）の主張に対して，当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

不服申立人の主張並びに実施機関（市長）及び実施機関（教育委員会）の主張及び意見陳述から判断するに、不服申立人が求める文書は、衆議院解散日（平成26年11月21日）前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書である本件対象文書①と、福岡市東京事務所が福岡市教育委員会に対し、教育長が訪問を予定していた国会議員事務所の都合がつかない旨の連絡を行ったことに関して、東京事務所と教育委員会がこのような「やりとり」をする関係性が確認できる文書である本件対象文書②を求めているものと解される。

そのため、本件対象文書としては、実施機関（市長）又は実施機関（教育委員会）が保有する公文書で、本件対象文書①又は本件対象文書②に該当するものがあれば、それらの文書が本件対象文書となり得るものと解される。

2 実施機関（市長）に係る本件対象文書の存否について

(1) 本件対象文書①について

当審査会において、首相官邸ホームページに掲載されている「平成26年11月18日安倍内閣総理大臣記者会見」を確認したところ、同月21日の衆議院解散について言及されていることから、実施機関（市長）が主張するとおり11月18日の時点において、不服申立人が保有されるべきと主張する当該衆議院の解散を把握していた根拠となる文書が存在しなくとも、その事実については実施機関（市長）が把握できたと認められる。

そして、実施機関（市長）の弁明意見書及び口頭意見陳述において、公文書として所持していることをうかがわせる事情も認められなかったため、本件対象文書①が存在しないという実施機関（市長）の主張については妥当であると認められる。

(2) 本件対象文書②について

当審査会において、事務分掌規則第158条第1号を確認したところ、東京事務所の事務分掌の1つとして「国会、各省庁その他中央機関等との連絡に関すること。」がある旨の規定がなされていた。このことからすると、東京事務所が国会、各省庁その他中央機関等と連絡をとったりすることは当該事務分掌の1つであることが認められ、議員事務所に連絡することも当該規定に該当すると

認められる。しかし、当該規定は、請求人が求める「東京事務所と教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書」とまでは言えず、実施機関（市長）が本件対象文書②が存在しないという実施機関（市長）の主張については妥当であると認められる。

(3) 小括

よって、当審査会としては、これらの実施機関（市長）の説明に不自然な点は認められず、また、本件対象文書①及び本件対象文書②を所持していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関（市長）が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定①は妥当と判断するものである。

3 実施機関（教育委員会）に係る本件対象文書②の存否について

実施機関（教育委員会）は、本件対象文書②について、実施機関（市長）と同じ主張を行っており、当審査会においても、本件対象文書②が存在しないという実施機関（教育委員会）の主張に不自然な点は認められず、また、本件対象文書②を所持していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関（教育委員会）が本件対象文書②の不存在を理由に非公開とした本件決定②は妥当と判断するものである。

以上により、本件決定①及び本件決定②について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年2月24日	実施機関（市長）及び実施機関（教育委員会）からの諮問
平成28年5月31日	実施機関（市長）及び実施機関（教育委員会）が弁明意見書を提出
平成28年8月10日（第1部会）	実施機関（市長）及び実施機関（教育委員会）からの意見聴取

平成28年9月7日（第1部会）

審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子